

宇佐市指定ごみ袋

②220円・④100円(いずれも10枚入り)

家庭ごみの分け方・出し方

※分け方・出し方の詳細について、「宇佐市ごみ分別辞典(50音順)」を市ホームページに掲載しています。

保存版

(令和6年度)

定期収集

地区で決められた場所に、指定日の8時30分までに!!!

もやせるごみ

宇佐市指定ごみ袋

●生ごみ(よく水を切ってから) ●オムツ(汚物を取り除いてから) ●プラスチック製の容器 ●ポリタンク ●発泡スチロール ●プランター

●使い捨てカイロ乾燥剤 ●ゴム・革製品(くつ・かばん等) 取り外せる金具は取り外して「もやせないごみ」で

●枝・落葉 長さ50cm以下、直径6cm以下 1度に3袋まで

●ごみの野外焼却禁止!

もやせないごみ

宇佐市指定ごみ袋

ガス缶・スプレー缶は 穴あけは通気性の良い場所で 完全に使いきったうえで、 目立つように穴をあけて (キャップは外して、「もやせるごみ」)

●電球・LEDランプ等 ●アルミ箔・アルミホイール ●コップ類・茶碗・皿・灰皿 ●ペットボトル(ペットボトルのラベルは外して「もやせるごみ」)

●傘 ●ライター 必ず使いきること ●調味料や油で汚れた缶等 ●化粧品 ●プラスチック製の「もやせるごみ」 ※プラスチック製は「もやせるごみ」 ※金属製は「もやせないごみ」

●このままごみに出してもいい? ●絶対ダメ! リチウムイオン電池 充電式電池は過度な力が加わると、発熱・発火する危険があります。充電式電池は、取り外して熱点回収へ。

指定ごみ袋に収まるものはもやせないごみ ●家電リサイクル法対象品以外の小型家電製品 ※電池は抜いてください ●ストーブ・ファンヒーターは粗大ごみで出してください。

資源ごみ



びん・ペットボトル (びんとペットボトルを同じ袋へ)

●食料・調味料・ドリンクびん ●ペットボトル

●このマークのあるもの ●このマークのあるもの

●ジュース缶 ●ジュース缶 ●茶缶・のり缶・菓子缶 缶詰・ミルク缶 (油缶、汚れた缶は「もやせないごみ」)

●新聞・チラシ (同じ袋へ) ●雑誌・雑がみ (同じ袋へ) ●本、カタログ、ノート ●コピー紙 ●紙袋、紙箱 ●包装紙

●ダンボール 金属(ホッチキス) セロハン ガムテープ等の 異物は取り除く

中は必ず水洗いを つぶせるものはつぶしてから 異物は除く

透明か半透明の袋に入れること。古紙類はヒモで縛っても可。ただし雨天時は必ず袋に入れること。

拠点回収

紙パック ←このマークが目印 ●牛乳パック(500ml以上) ●酒パック

廃食用油 ○回収できる油 なたね油、大豆油、ひまわり油 ごま油、紅花油などの植物油。(未使用・期限切れ可) ×回収できない油 バター、マーガリン、牛脂、ラード、やし油 (ごほれないように、ふたの閉まる容器に入れてください。(8分目程度))

乾電池 (一次電池) ●マンガン ●オキシライド ●アルカリ ●ボタン

小型充電式電池 右マークのあるもの端子をテープなどで絶縁して

ニッケル水素電池 リチウムイオン電池

蛍光灯 ●環型 ●直管型 割れないように注意して取り扱ってください。 ※割れたもの、蛍光灯以外の電球、蛍光灯型LEDランプは、「もやせないごみ」で出してください。 ※家庭以外の蛍光灯は出せません。

古紙 ●新聞・チラシ ●雑誌・雑がみ ●本、カタログ、ノート ●コピー紙 ●紙袋、紙箱 ●包装紙

ダンボール 金属(ホッチキス) セロハン ガムテープ等の 異物は取り除く

古布 未使用品 下着、靴下、パジャマ、タオル、タオルケット、シーツなど 洗濯済みでシミや傷みのないもの スポン、ジーンズ、Tシャツ、ポロシャツ、トレーナー、セーター、ブラウス、カーディガン、ジャンパー、オーバーコート、カッターシャツなど

白色トレイ ←このマークが目印 表・裏の両面が白色のものに限ります

市内各小学校区に設置

×よごれているトレイ ×発泡スチロール ×色柄のついたもの ×プラスチック容器 ×ラーメン等のカップ麺の容器 ×納豆の容器

粗大ごみ 地区ごとに実施日が異なります。詳細はチラシにてお知らせします。 ●電子レンジ ●布団 ●家具類 ●自転車 三輪車 ●カーペット(電子) じゅうたん ●ガスレンジ ●トタン

処分を急ぐ場合には(下記)の許可業者に依頼してください。 共栄九州 西大畑 ☎0978-38-4151 南丸義産業 長洲 ☎0978-38-4668

処理困難物 ●バイク ●消火器 ●ガスボンベ ●タイヤ ●バッテリー ●農業用 ビニール ●苗箱(米作用) ●レンガ ●たみ ●瓦 ●スレート ●ブロック ●石こうボード

家電リサイクル法対象品 ●テレビ ●エアコン(室外機も含む) ●冷蔵庫 ●洗濯機 ●衣類乾燥機

家電リサイクル法によりごみとして処理できません。処分する場合は、購入店や販売店に引き取りを依頼してください。リサイクル料金と収集運搬料が必要となります。または、郵便局で家電リサイクル券を購入し、指定引取場所へ持ち込んでください。リサイクル料金については、品目・メーカー・サイズにより異なりますので注意してください。

パソコン パソコンを処分する場合には、ご使用のパソコンメーカーに回収申請をしてください。(メーカーのホームページへアクセスか電話を) 自作したパソコンやメーカー不明の場合は「パソコン3R推進協会」へ ☎03-5282-7685 『回収再資源化料金』が必要となります。ただし、右記のマークのあるパソコンは販売価格に回収再資源化料金が含まれているので回収申請時に支払い不要です。

事業系のごみ 事務所・商店・食堂・ホテル・旅館・病院・工場などの事業活動に伴うごみは、法令に基づき事業者自身の責任において処理しなければなりません。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項) 収集運搬許可業者に収集を依頼するか、処理場に自己搬入してください。(詳しくは市のホームページで確認を)

特別収集 (年1回)

市では収集できないごみ

家庭ごみを直接自己搬入する場合

もやせるごみ 指定の日 指定の時間 指定の場所

もやせないごみ 指定の日 指定の時間 指定の場所

※事前に左記まで電話連絡が必要です。 【受付時間】 平日の8:30~12:15、13:00~16:00 【施設使用料】 20kgまで88円(20kgごとに88円加算) ●指定ごみ袋を使用する必要はありません。 ●きちんと分別して搬入し、係員の指示に従ってください。

ごみ焼却センター 不燃物処理場(安心院)